

特記仕様書

第1条 適用

本特記仕様書は、「R7吉土 蛇池川他 阿波・吉野西条他 河川維持業務」に適用するものとする。

第2条 総則

設計書及び本特記仕様書に記載なき事項については、「徳島県土木工事共通仕様書（令和6年7月）徳島県県土整備部」等によるものとし、本特記仕様書は共通仕様書より優先する。

第3条 作業の実施時期

本業務の実施時期及び実施箇所は監督員より指示する。

第4条 業務範囲

業務範囲については、位置図のとおりとする。

第5条 業務内容及び作業実績の管理等

業務内容については監督員より指示する。また、作業が終了したときは、その箇所の図面を作成し、監督員の確認を受けなければならない。

- 2 作業量を出来形＜寸法＞管理することが困難な場合（点在している雑木類の処理等）は、実績日報・写真（別紙-1、2、3）により作業実績の証明を行い、監督員の確認を受けなければならない。
- 3 業務写真は、同一箇所で作業着手前・作業完了を対比したもの及び作業状況（伐竹木等・集積・積込・運搬・処理）が確認できるものを提出することとする。なお、撮影箇所及び頻度は監督員と協議すること。
- 4 伐竹木等完了後は、速やかに積込運搬を開始すること。
- 5 草木類の運搬時においては、シート被覆等の処置を施し、草木類の飛散防止を徹底すること。
- 6 完了時には、監督員の検査立会を受けること。

第6条 除草時の飛散防止

受注者は、飛散防止が必要な箇所では、現場状況に合わせ、以下の①又は②のいずれかの飛散防止対策を実施しなければならない。

- ①飛散の少ないバリカン式又は低速回転二枚刃式の草刈機を使用
 - ②飛散防止用ネット等の防護材を使用（推奨寸法：幅2.7m、高さ1.8m程度）
 - ・草刈機の刃先と防護材との間隔を詰め、防護材を草刈機に追随させる。
 - ・歩道の縁石際など草刈機の刃先と防護材との間隔が詰められない箇所は、飛散を防止するのに十分な高さや幅を有する防護材を使用する。
- 2 受注者は、実施する飛散防止対策について着手前に書面により、監督員に提出し確認を受けなければならない。

第7条 竹・草木類の搬出

- 竹・草木類の運搬については、元請が行う場合は業許可が不要であるが、下請け（再委託）する場合は下請業者に業許可（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項一般廃棄物の収集運搬業の許可）が必要になるので、運搬業下請時には監督員と協議し承諾を得ること。
- 2 竹・草木類の搬出先については、廃掃法第7条第4項一般廃棄物の処分業の許可先への搬出を行うこと。
- 3 一般廃棄物許可処分場での処分が完了した場合には、処分場が発行する一般廃棄物引受書の写しを監督員に提出しなければならない。
- 4 竹・草木類の取り扱いについては、上記法律等関係法令を遵守すること。

第8条 交通誘導警備員等

本業務の交通誘導警備員は次のとおり見込んでいる。なお、警察等との協議や現場状況等により、人数等の変更が必要な場合は、事前に監督員と協議を行い、必要と認められる場合については、変更契約できるものとする。

交通誘導警備員B：5人

第9条 資材価格高騰に対する特例措置

- 本業務は、資材価格高騰に対する特例措置の対象業務である。
- 2 本業務は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を、積算月から契約月へ変更するものとする。

第10条 事故報告

受注者は業務履行中に事故が発生したときは、直ちに監督員に通報するとともに、監督員が指示する期日までに「徳島県土木工事共通仕様書（平成28年7月）徳島県県土整備部」に基づく事故報告書を提出しなければならない。

第11条 受注者の責務

業務従事者として要求される注意事務を怠り、本業務の目的に反した履行を行ったことで物的損害、人的損害等を発生させた場合、受注者は責任を負う。

第12条 使用機械

持込機械に係る管理及び修繕等については、受注者の責任によるものとする。

第13条 特定外来生物の防除

特定外来生物の防除にあたり、「防除従事者証」を県から交付する。また防除方法については、監督員より指示する。

なお、防除作業中は「防除に関する看板」を設置すること。(別紙一4)

第14条 その他

仕様書等に定めのない事項については、必要に応じて協議を行うものとする。

また、不慮の大雨による洪水等に対する安全対策についても、避難手段を確保する等して作業を行うこと。